

「外務員の登録等に関する規則」及び「外務員の登録等に関する規則」に関する細則」の一部改正の件

2021年11月30日  
一般社団法人 金融先物取引業協会

1. 改正の目的等

「金融サービスの提供に関する法律（旧「金融商品の販売等に関する法律」）（法律第101号）（以下、金サ法といいます。）の施行に伴い「金融商品取引法」（以下、金商法といいます。）が改正され、本年11月1日に施行されたことを受け、本協会規則の「外務員の登録等に関する規則」及び「外務員の登録等に関する規則」に関する細則」の一部を改正することとします。

本改正は、本協会へ登録する外務員に係る登録申請書の記載事項に金サ法に規定する外務員の職務を加えるものとします。

また、次の事項に該当するときその登録を拒否するものとします。

① 当該登録を受ける者が金サ法における登録取消処分を受けている場合

② 金融サービス仲介業者に所属する外務員として登録を受けている場合

外務員登録申請の際、添付する誓約書に、会員代表者が当該外務員について外務行為行わせることが適当であることを誓約することを追加します。

改正の施行は、2022年1月開催予定の理事会承認日と同日とします。ただし、新誓約書は2022年1月31日午後3時以降の申請より使用することとします。

2. 方法等

「外務員の登録等に関する規則」及び「外務員の登録等に関する規則」に関する細則」の一部を改正します。

3. 改正案等の説明

(1) 「外務員の登録等に関する規則」の一部改正

第7条 金サ法において規定する外務員登録のあった者について、職務履歴を登録申請書に記載することを加えます。

第9条 金サ法において外務員の処分を受け、登録を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者は、登録を拒否することを要件に加えます。

第17条 登録申請等の手続きを細則で定めることとし、登録申請書等の様式は細

則の規定から外すこととします。

- (2) 「「外務員の登録等に関する規則」に関する細則」の一部改正  
第3条 登録申請等の手続きとし、登録申請者を明確化しました。  
その他の改正は、旧第5条より移行しています。

別紙様式5及び別紙様式5の2 登録申請者が誓約する書面において、登録しようとする外務員が登録拒否要件に該当しないことに加え、外務行為を行わせることが適当であると誓約することを明文化したものです。

#### 4. 審議等の過程、今後の日程感等

年月日	内容	備考
2021年11月19日	自主規制部会へ議案送付	メール送付
11月30日	自主規制部会	書面開催
11月30日～ 12月14日	パブリックコメントの募集	HPに掲載
12月16日(予定)	自主規制委員会へ議案送付	メール送付
12月28日(予定)	自主規制委員会	書面開催
2022年1月11日 (予定)	理事会へ提案書送付	メール送付
1月20日(予定)	理事会 規則改正を決定、全会員へ理事会結果を通知	書面開催

#### 5. 意見等の募集について

規則等の案については、投資者保護等に関係する事案であることから、パブリックコメント手続きを次のとおり実施します。

- (1) 公表資料及び公表方法

規則案、規則の細則案及び参考資料を一般ホームページに掲載します。

- (2) 意見等の募集期間

2021年11月30日から2021年12月14日

- (3) 意見等の提出

郵送又は電子メール

- (4) 意見等の処理等

意見等を受けて、必要があれば原案の修正等を行います。修正等の内容によっては、再度自主規制部会を開催する場合があります。

なお、原案の趣旨が変わらない範囲での修正等であれば、自主規制部会長に一任とさせていただきます。

(5) 結果の公表

いただいた意見等及びそれに対する協会の考え方等については、一般ホームページに掲載します。

**6. 施行後の取組等**

本規則等の案が理事会において可決承認された後は、理事会承認日と同日に施行します。ただし、新誓約書様式は、2022年1月31日午後3時以降の外務員申請より、使用するものとします。

**7. その他留意事項**

これまで「外務員の登録等に関する規則」に関する細則に定めていた別紙様式を細則とは別に定める様式とします。

以 上